

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

小規模企業者等が、企業立地促進法における承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って設置する設備又は取得するプログラム使用权に係る貸付について特例措置を講じる。

1. 基本制度の概要

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するため、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、各都道府県の貸与機関を通じ、設備資金の無利子貸付を実施。

	設備資金貸付事業 (平成18年度実績: 921件 / 121億円)
対象者	小規模企業者等及び創業者
貸付割合	所要資金の1 / 2以内
貸付金額	50万円以上4,000万円以下
利子	無利子
償還期間	7年以内(公害防止施設は12年以内)
担保・保証人	連帯保証人又は物的担保が必要

2. 特例措置の内容

小規模企業者等が企業立地促進法における承認企業立地計画等に従って設置する設備等に係る貸付について、次の特例措置を講じる。

貸付割合：所要資金の2 / 3以内

貸付金額：66万円以上6,000万円以下